

特 集

憲法を地域に生かそう
みんなのつどい

教育子育て9条の会・第七回全国交流集会（埼玉）の成功に向けて

学習院大学 佐藤 学

戦後最大の危機

国土は放射能にまみれ、民主主義は蹂躪され、貧困が子どもと若者たちを苦しめ、この国を代表する首相は侵略戦争を肯定してアジア諸国に憎悪の言葉を発し、憲法第9条は骨抜きにされ、再び戦争の危機が忍び寄っています。こんな国、こんな社会を求めて私たちは生きてきたわけではない。その声をあらゆる場所で言葉にし、その言葉を寄せ合い、変革の力へと結集する必要があります。

本年12月7日、教育子育て9条の会は、埼玉県に在住の人々に呼びかけて埼玉実行委員会を組織し、来る12月7日午前10時から午後4時まで、さいたま共済会館（さいたま市）において第7回全国交流集会を開催します。

この集会では、午前の第一部「テーマ別に学ぶ」において「いまこそ、憲法を知ろう、語ろう」小森陽一さん（九条の会事務局長）、「教育・教科書が危ない」俵義文さん（子どもと教科書全国ネット21事務局長）、石山久男さん（歴史教育協議会）、「子育ての仲間づくり」三上満さん（元全国教職員組合委員長）、田中孝彦さん（早稲田大学）『学ぶ・働く・つながる』生きづらさをのりこえて』香山リカさん（精神科医）、午後の第二部「みんなで語り合い交流」において小森陽一さん（東京大学）、上原公子さん（元国

立市長）と私、それに全国各地と埼玉県の高校生、教師、保護者、市民が、「許すな、戦争をする国・人づくり」「守ろう、子どものいのちと人権」「憲法を地域に生かそう」をテーマに語り合います。

教育子育て9条の会は、教育基本法「改

正」による教育現場の保守化と硬直化を克服する運動として、2008年に結成されました。呼びかけ人は、池田香代子さん（翻訳家）、池辺晋一郎さん（作曲家）、上原公子さん（前記）、小山宏さん（弁護士）、香山リカさん（前記）、田中孝彦さん（教育学者）、暉峻淑子さん（経済学者）、藤田英典さん（教育学者）、堀尾輝久さん（教育学者）、横枝元文さん（元日教組委員長故人）、山田洋次さん（映画監督）と私の14人です。その呼びかけ文は、次のように述べています。

「子どもと若者をめぐる文化的・経済的状況は一層厳しいものとなり、教員免許更新制などによる教師への統制も強化され、子どもの学び発達する権利、教師の創造性、学校の自律性は著しく制約され深刻な危機に陥っています。

しかし、こういう時代だからこそ、憲法の精神を擁護する人々から、子育てと教育の現場において民主主義と平等を実現し、人類の平和を求める憲法の精神を

教育の中に生かす動きも、全国各地に広がっています。憲法をよりどころにして、子どもたちの未来と日本社会の未来のために、少しでも教育をより良いものにしようと願っている私たちが、それぞれの地域を基盤として連帯を広げてゆくことが今ほど求められている時代はないと思います。」

そして教育子育て9条の会は、全国的に組織されている「九条の会」と趣旨を同じくし、憲法の精神を子育てと教育の現場に生かすことを目的として、活動を展開してきました。具体的には、(1) 平和な社会を教育によって実現すること、(2) 子ども一人ひとりの学び発達する権利を保障すること、(3) 保育園、幼稚園、学校の組織と運営に民主主義を実現することの三つの課題を中心活動を推進しています。

発足以来、教育子育て9条の会は、各地で学習会・講演会を行いつつ、毎年12月に全国交流集会を開催してきました。

これまで、東京、大阪、東京、宮城、神奈川、長野において全国交流集会を開催し、今年の埼玉の集会は第7回目を迎えています。

幅広い呼びかけで進む準備活動

私たち教育子育て9条の会の提案を受けて、埼玉県の9条の会のメンバーを中心に埼玉実行委員会が組織され、現在、全国集会の準備活動が進められています。すでに「第7回全国集会呼びかけ人」には、埼玉県在住の教育団体の代表、

有識者、市民の50名近くが参加しています。

その中には、教育学者の大田堯さん、社会学者の浅井春夫さん、「週刊金曜日」発行人の北村肇さん、新日本婦人の会前会長の高田公子さん、哲学者の高橋哲哉さんなどが、含まれています。

進しています。

今年の全国集会は、これまでのどの集会よりも重要な意義をもっています。この一年、安倍政権は、猛スピードで、憲法改正の準備と教育の改悪そして原発稼働の準備を推し進め、戦争する国づくりと人権を危機にさらしてきました。特定秘密保護法案が成立したのが昨年の12月、日本の社会はどうなるのでしょうか。

月、世界各地の戦争に軍隊を派遣する集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の閣議決定を行ったのが今年の7月です。そして、来年の1月の通常国会には、自衛隊法や武力攻撃事態法、周辺事態法など10件の法改正が行われる予定で、これらの法改正によつて憲法第9条は、憲法改正を行わないまま有名無実の法として抹殺されようとしています。他方、安倍政権は、福島原発事故による放射能汚染は放置したまま、鹿児島県の川内原発を皮切りに、なし崩し的に原発の再稼働を推進しています。

もはや安全面においても、コストにおいても、環境面においても、バックエンドの処理においても何一つ根拠を失った原子力発電を強引に再稼働させようとしているのは、日本をショーケースにして原子力発電を途上国に売り込もうとする意図によるもので、途上国への核兵器づくりの準備に加担するというテロ国家まがいの外交政策によるものです。安倍首相の頭脳はもともと異常体质でしたが、放射能汚染によつて狂氣へといたつたと思わざるをえません。

子どもたち、若者たちの未来は、どうなるのでしょうか。そして、いったい誰がその責任をとるのでしょうか。これら一連の問いに、安倍政権は何ら答えていません。

窒息する教育現場

もう一方で、教育の現場と子どもの現実は、日増しに厳しくなる一方です。2012年のOECDの調査結果が発表され、日本の公教育費支出のGDP比はOECD加盟国の中で最大となりました。親の教育費負担は世界一に跳ね上がっています。数か月前の厚生労働省の発表で、日本の子どもの相対貧困率は史上最悪の16・3%に達しました。離婚家庭の子どもの場合、子どもの相対貧困率は54・8%に達しています。これらの子どもたちは、年収が122万円以下の暮らしをしており、憲法が保障する「幸福追求権」（第13条）も「生存権」（第25条）も著しく脅かされています。さらに若者たちの失業と貧困の問題も深刻です。若者（22歳から34歳）の失業率は7%ですが、男性の3割、女性の4割が非正規雇用であり、生活保護ぎりぎりの生活を強

いられています。

学校現場も厳しさを増しています。今年発表された国際教員指導環境調査の結果によれば、日本の教師の勤務時間は諸外国に比べて著しく多く、教師の過労とストレスは危険水域に達しています。しかも、日本は過去10年間に教員給与を下げた数少ない国の一つであり、その下げる幅は9%という異常な値を示しています。学校に対する官僚的統制も強化されています。今年10月から実施される教育委員会の制度改悪は、学校現場に対する首長の直接的な政治介入を許すものとなりました。その先陣を切るように、日本各地で首長の主導による全国学力テストの公表が行われています。

もの言わぬ子どもたちとの言えぬ教師たち、その硬直し窒息した学校の外側では、戦争をする国づくりと人づくり、武器を輸出する国づくり、核と放射能を国内外にまき散らす国づくりが急ピッチで進行しています。

憲法を暮らしに、 地域に生かそう

日本社会と子どもたちの未来の崩壊を招く一連の危険な動きに対しても、私たち

「集団的自衛権の行使容認」に抗して

—「九条の会」全国統一行動月間成功へ—

「九条の会」事務局長 小森 陽一

2014年7月1日、第二次安倍晋三

内閣は、閣議決定によって、歴代の政府が憲法九条違反として認めてこなかつた、集団的自衛権の行使を容認しました。

まず、「閣議決定」は内閣の運営の仕方を決めた「内閣法」にも規定がないのですから、法的根拠はありません。憲法第四一条「國權の最高機關」と規定されている立法機関である国会で一切の議論をしないで、行政機関である内閣だけで憲法解釈を変更するということは二重三重の意味で憲法違反であり、立憲主義を踏みにじる暴挙です。

「九条の会」は7月5日に、「集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、いまこそ主権者の声を全国の草の根から」という声明を発表しました。全文を紹介します。

【「九条の会」声明】

安倍晋三内閣は七月一日、多くの国民の反対を押し切つて、集団的自衛権行使を容認する新たな憲法解釈の閣議決定を強行しました。憲法九条の下では集団的自衛権の行使は許されないとする政府の憲法解釈は、六〇年以上にわたって積み重ねられ、国会答弁などを通じて国民に示されてきたものです。これを一内閣の考えでくつがえすことは、まさに立憲主義破壊の暴挙です。

安倍内閣は今回の閣議決定を基礎に、自衛隊法、周辺事態法やPKO法など関連する法律の「改正」をおこない、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の再改定によって日本を「戦争をする国」にしようとしています。

集団的自衛権による武力行使は限定的なものとの政府の説明とは反対に、閣議決定の内容は際限なく武力行使が拡大できるものとなっています。国連安全保障理事会の決定にもとづいておこなわれる軍事行動への参加も明示的には否定されていません。自衛隊は海外で武力行使しないという原則がくつがえされ、自衛隊で、創意と工夫をこらした多様な行動に

立ちあがることを呼びかけます。

の「閣議決定」に示されていた内容になります。

す。

この呼びかけに基づいて、発足十年となつた「九条の会」としては、二〇一四年一〇月を初めての全国一斉統一行動月間とすることを、事務局として提起しました。そしてこの月間の成果を、一月二四日の全国集会(於東京日比谷公会堂)に持ち寄り、やはり「九条の会」としては初めてのパレードを行うことになりました。

この提起は全国の「九条の会」に積極的に受けとめられ、事務局には続々と全国一斉行動月間の取り組み内容が報告されて来ています。

安倍内閣による「集団的自衛権行使容認の閣議決定」に対しては、多くの国民が反対し、この暴挙に怒りを表明しています。その結果九月二九日から始ました臨時国会には、自衛隊の海外で武力行使を可能にする関連法案は出さず、国民の怒りを沈静化させて、通常国会で一括して出すとも言われています。

しかし、一九九七年に定められた、日米防衛協力のための指針、すなわち「ガイドライン」の改定は、臨時国会中に進められています。その基本方向は、先

臨時国会が開催された、9月29日の所信表明演説の中で、「切れ目のない安

全保障法制の整備に向けて準備を進めてまいります」と述べたのは、こうしたガイドラインの改定を想定してのことです。

「従来の後方地域」はいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組ではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方について、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるよう

にするための法整備を進めることにする。

「以下の考え方」とは「現に戦闘行為を行っている現場」でなければ、どんなことでも出来るようにするということです。つまり人員や物品の輸送、けが人への医療提供、様々な機器の修理や整備、水や食糧の提供、給油だけでなく、いままでは禁じられていた戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油と整備を行うことができるようになるので

しかし、国民世論の反対は根強いものがあります。「閣議決定」直後の世論調査では、安倍政権の暴挙に対する反対が過半数になつていました。この怒りを忘れさせようとする、安倍政権の国会運営に対して、きつぱりとした批判を突きつけたいましよう。臨時国会の中で、この安倍政権の危険なたぐみを、どれだけ国民の目の前に明らかに出来るのか、これが草の根運動の最大の課題です。

の「閣議決定」に示されていた内容になります。

臨時国会が開催された、9月29日の所信表明演説の中で、「切れ目のない安

全保障法制の整備に向けて準備を進めてまいります」と述べたのは、こうしたガ

イドラインの改定を想定してのことです。

「従来の後方地域」はいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組ではなく、他国が「現

に戦闘行為を行っている現場」でない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方について、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるよう

にするための法整備を進めることにする。

「以下の考え方」とは「現に戦闘行為を行っている現場」でなければ、どんなことでも出来るようにするということです。つまり人員や物品の輸送、けが人への医療提供、様々な機器の修理や整備、水や食糧の提供、給油だけでなく、いままでは禁じられていた戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油と整備を行うことができるようになるので

しかし、国民世論の反対は根強いものがあります。「閣議決定」直後の世論調査では、安倍政権の暴挙に対する反対が過半数になつていました。この怒りを忘れさせようとする、安倍政権の国会運営に対して、きつぱりとした批判を突きつけたいましよう。臨時国会の中で、この安倍政権の危険なたぐみを、どれだけ国民の目の前に明らかに出来るのか、これが草の根運動の最大の課題です。

自民党・安倍政権の教科書

子どもと教科書全国ネット21事務局長 俵 義文

安倍「教育再生」がめざすもの

安倍政権・自民党が「戦後レジーム（体制）を解体」して実現する「強い国・日本」は9条をはじめ憲法を改悪してアメリカと一緒に「戦争する国」である。安倍政権は憲法改悪と一体のものとして、改悪後の「国のかたち」を先取りした、既成事実づくりである「教育再生」政策を推しすすめている。06年教育基本法は、子どものための教育（国民の教育権）を排し、国家のための教育（国家教育権）を基本的立場とする、憲法とは相反するものであるが、安倍政権の「教育再生」はそれを具体化するものである（自民党改憲案は26条に「教育は国家のため」とする3項を追加）。安倍政権の「教育再

生」方針は、「国家教育権」の立場をより徹底し、教育の中央集権化と国家統制をあらゆる分野で徹底するものである。

安倍「教育再生」政策の主なものを紹介する。

教育再生実行会議の提言とその具体化

2013年1月24日に設置された「実行会議」は、2014年9月17日までに25回の会議をもち、これまでに、第一次提言「いじめの問題等への対応について」（13年2月26日）、第二次提言「教育委員会等の在り方について」（4月15日）、第三次提言「これからの大連教育等の在り方について」（5月28日）、第四次提言「高等教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」（10月31日）、第五次提言「今後の学制のあり方について」（14年7月3日）を安倍首相に提出した。「実行会議」の提言は、そのほ

ほとんどが「実行本部」の「中間取りまとめ」やその後の「実行本部」の「提言」をもとにした内容である。第一次提言は「いじめ防止対策推進法」がすでに成立し、「道徳の教科化」は中教審で審議され、9月24日、中教審初等中等教育部会は、道徳を「特別の教科」として正規の教科にし、全ての教科の上位におく、検定教科書を発行する、点数はつけないが心と行動全体を評価するなどの答申を了承した。9月30日の中教審総会では、答申は継続審議になっている。第二次提言は地方教育行政法の改定法案が国会に出され、6月13日に参議院本会議で可決・成立した。第三次・四次提言の一部は学校教育法と国立大学法人法の改定法案として国会に出され、6月20日に参議院本会議で可決・成立した。

「第五次提言」は、13年10月31日の第14回から14年7月3日の第24回までの11回も討議してまとめたものである。このテーマは、新自由主義教育改革を具現化するものであり、多くの時間をかけて議論をしている。

事実上の「国定教科書」をめざす教科書制度改悪

一方、安倍首相や自民党の教科書認識は、「多くの教科書が自虐史観で偏向している」（自民党的選挙政策）というものである。そのため、教科書の自虐史観や偏向をただすためとして教科書制度の改悪を進めてきた。教科書制度改悪の主な内容は以下である。

1. 教科書検定基準など検定制度の大改悪

自民党教育再生実行本部（「実行本部」）の教科書検定の在り方特別部会（主査・萩生田光一自民党總裁特別補佐）が13年6月25日に教科書検定と採択制度について「中間まとめ」を出した。それに基づいて11月15日に下村博文文科相が「教科書改善実行プラン」を発表した。このプランは、教科書を編集、検定、採択の各段階において統制する内容である。これを受けて文科省が検定基準などの改定案を作成し、教科用図書検定調査審議会（教科書検定審議会）が11月22日と12月20日

のたった2回の会議で改定案を了承した。その内容は自民党的特別部会案＝「教科書改善実行プラン」をそのまま追認したものである。文科省は、12月25日～1月14日にパブリックコメントの募集を行い、6500件以上あつた意見などは無視して1月17日に検定基準の改定を原案通りに官報に告示した。

異常な拙速で改悪された検定基準などは次の通りである。

(1) 歴史わい曲教科書をめざす新検定基準

改定した小・中学校社会科（高校は歴・公民）の検定基準は次の3つである。

①未確定な時事的事象について、特定の事柄を強調しないこと。②近現代の歴史的事象のうち、通説的な見解がない数字などの事項については、通説的な見解がないことが明示し、子どもが誤解するおそれのある表現をしないこと。③閣議決定などの政府の統一的な見解や最高裁判所の判例に基づいて記述すること。

①の「未確定」「特定の事柄」「強調」などは何を指すのか、誰が、何を基準に判断するのか、②の「何が通説か」「通説があるかないか」を誰が判断するのか、

ということが問題になる。

これまでの自民党の選挙公約や安倍首相、下村文科相などの主張からみれば、「未確定な事象」「特定の事柄」は、南京大虐殺事件（南京事件）や日本軍「慰安婦」、強制連行など日本の侵略戦争・加害、植民地支配などの歴史的事実を指しているといえる。

①と②は共に「バランスの取れた記述」を求め、少数説も書けという基準である。日本の戦争は侵略戦争ではなくアジア解放戦争である、南京事件や「慰安婦」は「無かった」、などの侵略・加害を否定する主張も「少数説」として書かれる危険性がある。「つくる会」系教科書の歴史をわい曲した内容も容易に検定合格させられるねらいである。

③の閣議決定などの政府見解や最高裁判決に基づく記述を要求するのは、具体的には、領土問題で政府見解通りの記述――「北方領土や竹島は日本の固有の領土なのにロシアや韓国が不法に占拠している」「尖閣諸島は日本の固有の領土であり、領有権問題はない」などを求めるものである。さらに、戦後補償や「慰安婦」問題でも韓国との間は、1965年の日韓基本条約で解決済み、「慰安婦」の強

制連行はなかつたなどと書かせるねらいである。政府が「原発は安全」と決めればその通りに教科書に書かされる。安倍政権が解釈を変更して「集団的自衛権の行使が可能だ」と閣議決定したので、教科書に「憲法9条があつても集団的自衛権を行使して海外で戦争ができる」と書かされることになる。

閣議決定や政府見解がいつも正しいわけではなく、これらは政治的判断で行われることも多い。政府の一面的な考えだけが強調されることになり、政権が変わるとたびに教科書の記述が変えられることになりかねない。この基準は教科書の内容の安定性をなくし、教科書を政府の広報誌に変えるものである。

（2）文科省は、検定基準の改悪だけでなく、「審査要項」（検定審議会の内規）を改定して、「教育基本法の目標等に照らして重大な欠陥があれば検定不合格とする」という規定を追加した。「愛国心が不十分」などの「重大な欠陥」があると判断すれば（見なせば）、申請図書の個々の内容を審査しないで不合格とすることは、新設によって、教科書は限りなく「国定教科書」になる危険性がいつそう強まつた。

（2）文科省は、検定基準の改悪だけでなく、「審査要項」（検定審議会の内規）を改定して、「教育基本法の目標等に照

2. 近隣諸国条項を骨抜き ・無効化する

下村文科相や文科省は、検定基準の「近隣諸国条項」（近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること）の見直しはしていない、と主張している。しかし、新検定基準や

ので、「何が欠陥かそれは秘密」として、容易に恣意的判断で不合格にできる、「一発不合格」にする規定であり、出版社への威嚇効果は絶大である。「重大な欠陥」の存否はだれが判断するのか。判断するのは検定審議会（実際は教科書調査官）ということだが、文科大臣や自民党の意見でも判断されることになりかねない。出版社は「一発不合格」にならないためには、どこまでも「自主規制」して、「にらまれる」ものは載せないようになる。これは、出版社に究極の「自主規制」を要求するものである。

以上のような検定基準と審査要綱の改悪・新設によって、教科書は限りなく「国定教科書」になる危険性がいつそう強まつた。

新審査要項は、日本の侵略・加害記述について検定で修正・削除や不合格にするものであり、さらに、歴史をわい曲する記述（例えば、南京事件や「慰安婦」否定説、沖縄戦「集団自決（強制集団死）」は軍の強制ではない、など）も検定合格させるねらいである。このような新基準などによって近隣諸国条項は骨抜き・無効化され、見直しされなくとも機能しなくなる。この検定制度改悪は、アジア諸国と人びと、日本国民への国際的な公約である近隣諸国条項を事实上廃棄するものである。

安倍「教育再生」運動を！ ストップさせる運動を！

安倍政権の暴走はますます激しくなり、特に教育分野の暴走は急テンポで進んでいる。安倍「教育再生」は、前述のように多国籍企業＝グローバル企業の人材育成と「戦争する国」の人材育成をめざすものである。そして、教育・教科書をそのための道具にするものである。しかし、安倍政権と国民との矛盾は拡大している。安倍政権のアキレス健である靖国参拝や「慰安婦」問題などの歴史

認識問題では、国民はもちろん国際社会との矛盾が深まっている。13年12月6日に秘密保護法を強行成立させたが、すぐには「秘密保護法」廃止へ－実行委員会が発足し、たたかいは継続している。憲法改悪反対、脱原発、消費増税・TPP反対、社会保障改悪反対、労働法制改悪反対、「慰安婦」など歴史認識に関する運動などは、各地でそして全国的に大きな運動が進んでいる。

特に、14年7月1日、安倍内閣が憲法9条の下でも集団的自衛権の行使が可能だと解釈を変更する閣議決定を行つて以降、「戦争する国」に反対する世論と運動は大きくなっている。9月4日に「解釈で憲法を壊すな！」寒川委員会」と「戦争させない1000人委員会」主催の「戦争をさせない・9条壊すな！」総がかり行動」（5500人）には、ナショナルセンターの違いを超えた労働組合や多くの市民が参加して、新しい運動が展開されている。9月29日の臨時国会開会日には、「安倍政権の暴走を止めよう！」の一点で、様々な団体・個人が、それぞれの要求を持ち寄つて、「国会包囲共同行動」を開いた。



（写真と本文は関係ありません）

習会や集会など草の根の取り組みが広がっている。まず何よりも、安倍「教育再生」の危険な内容を多くの人に知らせていくことが重要である。そして、安倍政権の暴走に反対する様々な団体・個人と連帯・連携・共同して、安倍「教育再生」反対のたたかいをすすめれば、必ず道は開けてくると思う。そして、このたかは2015年の中学校教科書採択にひきつがれ、さらに大きな運動に発展させなければならない。

今こそ 教育の原点へ

三上 満

教育をめぐる根本の問題は、それを「何か」のための手段と考えるのか、それとも子どもたちを幸せにするものと考えるのかという問題です。

教育基本法を柱とした戦後教育改革はその根本問題での転換をはかるものでした。9月末まで放映された朝の連ドラ「花子とアン」でも、「お国のために」奪われた蓮子の息子純平の死を通して、その転換の意味を問うています。子どもを奪われた蓮子たち母親は、子どもはお国のためのものでなく、「かけがえのない生命と未来をもつたもの」なのだと、ドラマの中で訴えています。

こうした根本問題が、今ほど鋭く、露骨にあからさまに問われている時はありません。集団的自衛権容認の閣議決定によつて、この国を戦争のできる国へ転換させようと企む勢力は、いよいよ本格的に教育への支配へのり出しあげはじめています。安倍政権の言う「教育再生」とは、

その意図を示したものに他なりません。

教育を、戦争ができる国の大い手づくりのために、そしてその意図と深い所でつながっている、グローバルな経済競争に打ちかつた手づくりのために、手段にしていくこととする、これが「教育再生」の本質に他なりません。

それは必然的に教育の場から、自由やゆとり、失敗や過ちもみとめあうふところの深さ、教師・子どもたちどうしの豊かなふれ合い、といった、教育の場に最も必要なもの、言い換えれば、「教育を教育たらしめるもの」（教育の原風景）を奪いてしまします。強権的な脅しと支配、無慈悲な競争と選別によつてしまひます。

あたたかく過ちをつみこみ、慈しんでくれた学校の思い出は、子どもたちにとってかけがえのない宝です。そういう学校と教育をいまこそ原点に立つて守り

取り返していく共同が必要です。学校を、子どもを追いこむ非教育的な場にしてしまいか、暖かさと慈しむ心にみちた「教育の心」が息づく場にしていくことがであります。それが、そういう根本の争点が浮かびあがっているのが今だと思います。

そのためにも9条を守ることは、この国の社会にとつても、教育にとつても、未来にとつても、今最大の課題です。この集会が、そういう共同へのステップになることを願っています。

いまほど「教育子育て九条の会」 の真価が問われるときははない

精神科医 香山 リカ

「解釈改憲」などというトンデモない手段によって、行使が容認された集団的自衛権。自衛隊は「自衛軍」にならずとも戦争に参加し、成り手が足りなくなつた場合は一般の若者の「徴兵」などという悪夢のような事態も「想定内」になりました。

もはや私たちは、「戦争反対」と叫んだり「平和を」と祈つたりしているだけではなく、正しい意味での「積極的平和主義」に打つて出なければ、私たちの社会や子どもたちを守れなくなりつつあるのです。

では、世の中の現状はどうでしょう。ヘイトスピーチに代表される若者の右傾化というより極右化が顕著になつています。いえ、一部の若者だけではあります。来年度から教育現場で使われる道徳の副読本も、国粹主義ともいえるような

愛国心を強調したり、80年代にひとりの個人によつてデッヂ上げられた「江戸しぐさ」なるファンタジーを「日本古来のマナー」として堂々と取り上げたりと、散々な内容に仕立て上げられています。

「女性活用」の名のもと、現内閣で大臣に就任した女性政治家たちの多くも、極右団体の幹部らと平気で懇談したりニセモノの日本の伝統を賞賛したりする人たちです。そして、現内閣や閣僚らの許しがたい言動を支持する大人も増えつづかり、ヘイトスピーチを先導してきた団体の首謀者が書いた本が、ネットの書籍サ

伝えればよいのか。またどうすれば、子どもたちの「自分で考え、決める力」をはぐくむことができるのか。さらに、次代の平和を担う若者たちを、どうやって後押ししていくべきなのか。

いまほどこの「教育子育て九条の会」の真価が問われるときはありません。

ぜひ多くの方たちと会場でお目にかかり、熱い議論を交わしたいと考えています。

当日のご参加をお待ちしています。

現実を目にすると絶望や怒りが深まるばかりですが、それでも本当に大切なことを、私たちはどうやって子どもたちに

21